

24. 11

図面に代えて願書等に添付された写真の
取扱い（特・実）

1. 図面は製図法に従って描くこととされているが（特施規様式第30備考4、実施規様式第4備考4）、図面に示す対象が顕微鏡写真、X線写真、結晶構造、金属組織、繊維の形状、粒子構造、生物の形態、オシロ波形、電気泳動、セラミック材料の組織、コロイド、薄膜、クロマトグラフ、基板上に形成された微細なパターン、ディスプレイ上に表示した中間調画像及びガラスの切断面の状態を表しているものについては、製図法に従って描くことが極めて困難であるので、その写真をもって図面に代えることができる。

この場合、明細書の図面の簡単な説明の欄には、それらの写真（図面代用写真）である旨を明記する。ただし、写真は明瞭であって、かつ、公報の掲載に支障のないものに限る。

なお、色彩写真は審査の参考に資する場合を除き認めない。

図面代用写真については、審査官が不備を是正させる必要があると判断し、かつ、方式違反になる事項が存在するときのみ、[特許法第17条第3項](#)又は[実用新案法第2条の2第4項](#)の規定により手続の補正を命ずる。

2. 上記1の写真には、写真印刷したものを含む。

（改訂平成23・11）